

第2回共生社会推進庁内検討委員会（記録）

【日時】平成31年1月16日 13時10分～14時45分

【場所】鎌倉市福祉センター 地区社協活動室

【出席者】

委員：14名（欠席：廣川企画計画課長、松井文化人権課担当課長、菊池地域共生課長、
代理出席：こども支援課正木補佐、教育総務課牧野補佐）、事務局：1名

【議事概要】

(1) 鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（案）の内容について

＜前文＞

○憲法を引用している一方で、この条例は外国人も対象としている。整合性がとれていないのではないか。（福祉総務課長）

→日本国憲法の引用は、個人の尊厳等をイメージしやすいよう引用したもので、同様のパブコメ意見もあったため、誤解が生じないように多様性の例示に「国籍」を追加した。（地域共生課担当課長）

○性的指向の意味は、説明しておくべきではないか。（福祉総務課長）

→内容説明で説明する。（地域共生課担当課長）

○条例で「近くにいる人の生きにくさに思いをはせてみましょう。」という投げかけは、なじむのか。（福祉総務課長）

→検討委員会の委員からの指摘もあり、ひっかかりがある、考えるきっかけとなる文言という意味で入れた。（地域共生課担当課長）

○「私たち」が何を指すのかを明らかにした方がよい。（地域のつながり課長）

＜定義＞

○自らが望む形での社会参画は、ある意味やまゆり園の事件のようなことの肯定にもつながるのではないか。（福祉総務課長）

→社会参画は、強制的なものでなく、自分の意志によりなされるものという検討委員会の委員の意見により、この表現とした。(地域共生課担当課長)

<市の責務>

○合理的配慮に「実施に伴う負担が過重でないときは、」の文言を入れた経緯を知りたい。障害者差別解消法に合わせたという理解でよいか。(地域共生課長)

→障害者差別解消法の規定に合わせた。(地域共生課担当課長)

<基本的施策>

○第1項第3号の「都市基盤」は何を指しているのか。文言として適当か。施設は、建築物などを指していて、その対としては、道路や点字ブロックの整備などが考えられると思う。公のもの単独なのか、民間への配慮を求めることも、入らないと意味がないのではないか。(福祉総務課長、都市整備総務課長、土地利用政策課長、地域のつながり課長)

→ご指摘のとおり、道路や駅、交通機関、公園等を想定しており、市が直接実施するほか、他の機関や民間事業者への働きかけも含めて考えている。文言については、法制担当とも相談し、調整したい。(地域共生課担当課長)

○第2項の合理的配慮は、第1項の基本的施策にかかっているという理解でよいか。施策の内容を無制限に求められることはないか。また、施策の実施の判断基準はどうか。例えば、公衆トイレ整備に際して、みんなのトイレを一つ作ると他のトイレをいくつか減らさなければいけないというときに、共生条例があるから無条件でみんなのトイレを作るという判断にならないか。(地域共生課長、地域のつながり課長)

→第2項は、基本的施策を実施することが、合理的配慮につながっていくようにという意味で入れた。基本的施策に基づき具体的な施策を実施する際には、共生条例があるから無制限でと言うわけではなく、それぞれの条件下で判断していくことになるという理解している。(地域共生課担当課長)

<災害等への対応>

○災害等への対応は、基本的施策に入らないのか。(福祉総務課長)

→災害時は、平常時に増して社会的弱者にしわ寄せが起こる状況であり、このような状

況下においても、人々の多様性や個性が尊重されるべきと考えている。防災に関しては、昨今の多発する自然災害の影響もあり、市民の関心も高く、共生社会推進検討委員会においても特に別条にて位置づけたいとの声があったことからこのようにしている。（地域共生課担当課長）

○この部分にだけ、対象に市内滞在者も含むのはどうか。（福祉総務課長）

→本条では、市民に加え、観光客などの一時滞在者や通過者についても災害時には対象となることから、市民及びしない滞在者として規定している。（地域共生課担当課長）

<その他>

パブコメ案からどういう意見を経て条例案にしたのか、全体的に答えられるとよい。（福祉総務課長）

(2) 条例制定後の市の取組について

○同姓婚を認めるなど、大きなテーマについても、各課で考えるのか。自分の課から変えるのは難しいが、パートナーシップ制度を設けて、それに連動して各課も基準を変更するなどの動きは可能に思う。（地域共生課長、都市整備総務課長）

→原課に丸投げではなく、地域共生課からの情報提供や働きかけなど、様子を見ながら取組を進めたい。（地域共生課担当課長）

○条例の作り上、ハード面の整備が入ることは分かるが、大事なことは、ソフト・精神面であるように思う。予め具体的な施策を考えておくなど、条例でどう変えていくかをはっきりさせる必要がある。（都市整備総務課長）

○（仮称）心のバリアフリーサポーターは、市職員向け・市民向け双方を考えているとのことであるが、このようなサポーター制度で一番難しいのが、講座を受けた後どうするかである。まずは、職員に徹底することが必要なのではないか。（地域共生課長）

→ご指摘のような課題も含めて検討したい。（地域共生課担当課長）